## 雑 報

等」 第一項の 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号。 という。) 規定に基づき、 の管理を次のとおり行うこととする。 深谷市に代わっ て市営住宅及び共同施設 以下「法」という。 。 以 下  $\smile$ 第四十七条 「市営住宅

令和五年三月二十四 日

埼玉県住宅供給公社理事長 石 Ш 幸 彦

管理を行 う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住 宅供給公社

管理を行う市営住宅等  $\mathcal{O}$ 名

深谷市営住宅管理条例施行規則 伞 成 十 八年深谷市規則第百八十五号) 別表

(第二条関係) に掲げる市営住宅等

 $\equiv$ 

管理の内容

法第三章の規定による市営住宅等の管理 (家賃の決定並びに家賃、 敷金その

他 の金銭の請求、 徴 収及び 減免に関することを除く。

兀 管理を行う期間

令和五年四月一日 から令和十年三月三十一日まで